

賦課金について

平成 17 年 1 月

自動車損害賠償保障事業賦課金について

平成17年1月 国土交通省自動車交通局

自動車損害賠償保障事業賦課金については、17年度において、賦課金として約31億円の収入見込みに対して、保障金及び保障事業に係る損害調査費として約74億円の支出を見込んでおり、その差額は、△約43億円（収支率約42%）となっている。

赤字分については、従来より、保障勘定に計上されている剰余金を充てることとしており、政策的にユーザー負担を半分弱程度まで軽減しているところ。

今回の基準料率の引下げに伴い、純賦課金及び付加賦課金の収入減少が見込まれる。今回の基準料率を前提に賦課金を求めた場合、総賦課金収入は、約29億円程度に見込まれ、△約2億円、△5.7%程度の減額となるため、上記賦課金率の改定を検討する必要があるが、

- ① 保障勘定に引き続き剰余金が計上されており、さらなる軽減を図ることが可能であること
- ② 保険料等充当交付金の再計算に伴い、ユーザー負担額の増加は最大限避けるべきであること

から、ユーザー還元を拡大し、今回は、賦課金率の変更は行わないこととしたい。

(参考)賦課金算出式

(1)純賦課金【損害のてん補(保障金)の支払いに充てられるもの】

$$\underbrace{N}_{\text{純保険料}} \times \frac{25}{10,000} = \underbrace{\quad}_{\text{純賦課金率}}$$

(2)付加賦課金【政府保障事業に係る損害調査費に充てられるもの】

$$\underbrace{(E-A)}_{\text{社費}} \times \frac{K}{K+4} \times \frac{6}{1,000} = \underbrace{\quad}_{\text{付加賦課金率}}$$

損害調査費の社費に対する割合

主要車種の賦課金単価

(単位：円)

車 種	現 行	17年度 (変更額)
自家用乗用車	76.88	72.65 (4.23)
営業用乗用車 (タクシー)	301.19	283.23 (17.96)
普通貨物営業用 (2t 超)	178.17	167.57 (10.60)
乗合営業用車 (バス)	162.60	152.91 (9.69)

註：自家用乗用車は24ヶ月契約、他は12ヶ月契約。

タクシーは、東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市等の大都市圏に使用の本拠があるものを例示。